

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

平成 29 年 4 月 27 日

理事長・学長決定

(目的)

第1条 沖縄科学技術大学院大学における競争的資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）について、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）平成 26 年 5 月 29 日」に基づき基本方針を定める。

(使途)

第2条 間接経費は、本学の研究開発環境の改善のため、以下の経費に使用するものとする。

- (1) 通信費、光熱水費、消耗品費、旅費交通費
- (2) リサーチアシスタント (RA) の経費
- (3) その他研究支援に要する経費

第2項 前項の各号に掲げるもの以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善及び本学の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、理事長・学長が必要な経費と判断した場合に執行することできる。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(所管部署)

第3条 間接経費は、理事長・学長の責任の下で計画的かつ適正に執行すると共に、使途の透明性を確保しなければならない。

- (1) 外部研究資金セクションは実績報告書等を作成し、配分機関に報告するものとする。
- (2) 財務ディビジョン経費処理の適切性について確認するものとする。

(取り扱いの変更)

第4条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、この基準は隨時見直すこととする。

以上